

2021年3月29日

お客さま 各位

株式会社 千葉銀行

NISA 口座関連約款の改定のお知らせ

当行では、令和2年度税制改正によるNISA制度の改正に伴い、NISA口座関連約款の改定を行いますのでお知らせいたします。

1. 改定日

2021年4月1日（木）

2. 改定を行う約款

①非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

（旧約款名：非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款）

改定後の約款については、[こちら](#)をご覧ください。

②未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

改定後の約款については、[こちら](#)をご覧ください。

3. NISA制度の主な改正内容

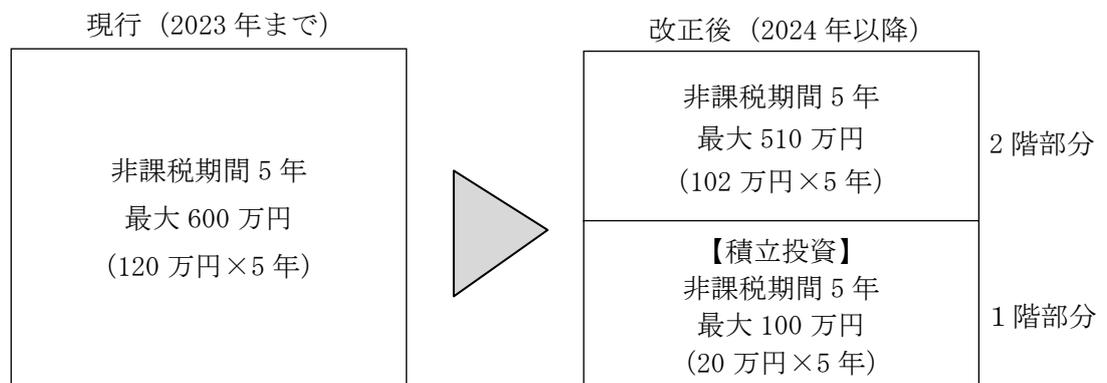
○2021年4月より、NISA口座開設において税務署申請方式が廃止され、開設後に税務署の承認を得る方式（簡易開設方式）に一本化されます。

○つみたてNISA（累積投資勘定）の口座開設可能期間が5年間延長されます。

（2037年→2042年）

○現行NISAの勘定設定期間が2023年に終了することに合わせ、新たなNISAが開始します。新制度は、原則として1階部分で積立投資を行っている場合は、2階部分で別枠の非課税投資を可能とする2階建ての制度です。

（下図をご参照ください）



※新NISA制度の手続方法や取扱内容の詳細は、まだ決定しておりません。制度開始時に改めて店頭・ホームページ等でご案内いたします。

以上